

平成28年度 南区対話集会開催概要(11月～12月)

No.	質問・意見の内容(Q)	回答・見解・処理方針の内容(A)
1	<p>(カラス被害への対応について)</p> <p>今年は天候の影響もあってか、カラスの数が増え周辺では幾つもの集団が派生しています。カラスは年々増加しており、これに伴いカラスによる被害(特にごみ収集所の被害)が増えています。</p> <p>当自治会管内で120余のごみ収集所があり、カラス・猫防止ネットは90%以上備え、収集日には収集所を巡回するなど対策を講じております。カラスとの知恵比べを続けていますが、人的面をはじめとして管理が年々厳しくなってきました。因みに今年の7・8月で99件被害が発生しています。昨年年間被害の約半分を2ヶ月で受けてしまいました。</p> <p>カラスの駆除は法的にも難しい面があると思いますが、特別措置を講ずるなどの対応をお願いいたします。また、野良猫対策も必要と考えます。</p>	<p>ご指摘のとおりカラスは「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」により、原則として捕獲・駆除することが禁止されています。</p> <p>一部の自治体では捕獲によるカラス対策を行っておりますが、一市町村が実施しても、近隣に生息するカラスが新たに流入することが予想され、効果が見込めるものではないことから本市では実施しておらず、埼玉県に対し、広域的な対策の検討について継続して要望を行っております。</p> <p>都市部に多くのカラスが生息していることについては、天敵となる大型の猛禽類(ワシやオオタカ)がいないことのほか、エサとなる生ごみが豊富にあることが一番の要因と考えられております。</p> <p>学術的にもごみの管理を徹底することにより、カラスの生息数は減少すると言われていることから、本市ではカラスの餌場となる収集所の管理徹底を市民の皆様をお願いしており、ネット、ブルーシート、ボックス、折りたたみ式のかご等につきましては、地域の判断により使い分けていただいているところであります。</p> <p>市としては、カラス対策の一例として、カラスが生ごみと気づかないように新聞紙などで覆っていただくことも有効と考えておりますが、自治会等で十分協議のうえで取り組んでいただきますようご協力をお願いいたします。</p> <p>【環境局 環境共生部 環境総務課 環境政策係 環境局 資源循環推進部 廃棄物対策課 家庭系ごみ係】</p> <p>野良猫対策は基本的にカラス対策と同じで、エサ場となりうるごみ集積所の防除性を高めることが有効かつほぼ唯一の方法です。</p> <p>猫は一生に100頭の子猫を産むといわれるほど繁殖力が強い動物です。また、エサがある場所を中心に生活圏を作る習性があり、エサが豊富な場所にオスとメスが集まると繁殖しやすくなります。野良猫の子猫の約8割は成猫に育つ前に栄養不良や病気で死亡し、運よく成猫になっても平均寿命は3年程度といわれ、あまり個体数が問題になることはありませんが、エサが多ければ生存率も高まり、ますます繁殖が進みます。</p> <p>一方で、野良猫の駆除はカラスと同じく法的に困難です。仮に野良猫を駆除できたとしても、ごみ置き場がエサ場となりうる状況では、残った野良猫がすぐに繁殖して個体数が回復するので、効果が得られません。野良猫(やカラス)の個体数はその地域のエサの量に比例するので、エサとなりうるゴミをどのように管理するかがポイントです。逆に言えばエサがすくない地域(例えば工業団地)では野良猫やカラスはほとんど見かけられません。</p> <p>ごみ集積所に猫が嫌う臭いのもの(例えば塩素系漂白剤)を撒く、置く忌避方法はある程度有効ですが、持続的に確実な効果が得られるのは、ごみ集積所のネットを強化するなど物理的な対策です。</p> <p>【保健福祉局 保健部 動物愛護ふれあいセンター】</p>

平成28年度 南区対話集会開催概要(11月～12月)

No.	質問・意見の内容(Q)	回答・見解・処理方針の内容(A)
2	<p>(別所沼公園(児童広場)への犬の連れ込み規制等について)</p> <p>別所沼公園の北側にある児童広場は、遊具や砂場などのほか健康管理のための器具が備えられているので季節を問わず乳幼児から高齢者まで様々な人々が利用しています。このように利用価値が高い場所ですが、現在は、犬の立ち入りが規制されていないため、特に早朝や夜間には児童広場内に犬を連れ込む人も多く、なかには糞尿の処理をしない人も見受けられます。日中は乳幼児や子供が遊んでいる傍を、大小の犬が歩く状況も見受けられ、中には怖がる子供もいます。別所沼公園全体の規制は難しいと思いますが、せめて児童広場内だけでも環境・衛生面や安全面から「犬の連れ込みに対する規制」をお願いいたします。また、野良猫も見受けられるので、対応が必要です。</p>	<p>公園の管理につきましては、利用者が安全・安心に利用できるようにしていくと共に、休息、散歩、遊び等の公園本来の様々な目的を増進させることを主眼に置いて管理していることから、多種多様なご要望にできる限り沿えるように管理しております。このことから、現在のところ犬を連れての散歩につきましては規制すべきものと考えておりません。</p> <p>しかしながら、御指摘の「糞尿の処理をしない」等の他の利用者に迷惑をかけるような行為については、看板・パトロール等により一層の注意喚起を求めていきたいと考えております。</p> <p>また、野良猫の対応につきましては、公園内でエサを与えないように呼びかけを強化していきたいと考えております。</p> <p>今後も良好な公園環境に保つように努めていきますので御理解のほどお願いいたします。</p> <p>【都市局 南部都市・公園管理事務所 管理課 公園管理係】</p>
3	<p>(武蔵浦和周辺地区の再開発の状況について)</p> <p>武蔵浦和地区の再開発も一街区が来年3月に竣工してひとくぎりつきますが、次の具体的な予定があれば説明をお願いします。また、ケーズデンキ跡地が現在はヤオコーが所有者と聞いておりますが、具体的な計画を行政が把握していれば聞かせてほしい。</p>	<p>武蔵浦和駅周辺地区の今後の具体的整備は未定ですが、整備方針の定まっていない街区では、まちづくりについて権利者の方々と検討会等を行っている街区もございます。</p> <p>また、ケーズデンキの跡地である武蔵浦和駅第1街区1-A地区は既に地区計画により土地利用のルールが定められており、民間の活力により地区計画に沿った良好な建築物を建築していただく地区として考えております。</p> <p>当地区について、市では市街地再開発事業等の予定はありませんので民間による開発になると考えます。</p> <p>【都市局 まちづくり推進部 浦和西部まちづくり事務所 管理係】</p>
4	<p>(六辻水辺公園遊歩道(辻三丁目地内)の改修について)</p> <p>辻三丁目地域(南高通りから辻鉢木公園)にある六辻水辺公園遊歩道については、3年前に整備が行われたが、現状では、雨が降るたびに大きな水溜りが何か所もでき、とても歩きにくい状況となっている。早朝からウォーキングや散歩をしている多くの方々から要望もあり、早急に改修してほしい。</p>	<p>六辻水辺公園の遊歩道についてですが、これまでパトロール・点検等により窪みが見受けられた際は砂を補充し、転圧による対応を行ってきておりますが、御指摘のとおり現在所々に窪みがある箇所がございますので、今年中には補修等による対応を予定しており、その後も随時パトロール等により状況確認を行い対応してまいりたいと考えております。</p> <p>今後としましては、公園管理部署として、特に遊歩道の水溜りに留意したうえで維持管理業務に努めてまいりますので御協力のほどお願いいたします。</p> <p>【都市局 南部都市・公園管理事務所 管理課 公園管理係】</p>
5	<p>(国道298号「外環道(東京外かく環状道路)」側道にある樹木の剪定作業の年間計画について)</p> <p>春から夏にかけて、「外環道(東京外かく環状道路)」の側道では、樹木が生い茂り、子どもが連れ込まれても発見が難しい状況にあります。その状況を少しでも軽減するため、「東京外かく環状道路」に隣接している辻地区の自治会では、地域の環境改善及び防犯対策として、環境衛生部による清掃活動を実施しています。この活動をより効果的に実施するため道路管理者の整備計画に関する情報を提供してほしい。</p>	<p>外環道の維持管理の担当部門は、「国土交通省 関東地方整備局 北首都国道事務所 戸田維持出張所 工事部門」となります。</p> <p>担当部門によると、植樹帯等の雑草が生い茂ることによる自動車運転の阻害を解消し、交通の安全を確保するために、除草や剪定を行っているとのこと。</p> <p>剪定については、高木のケヤキ、中木のサザンカ、中低木のオオムラサキツツジなど、管内の植栽管理全体を樹種及び植生箇所の状況に応じて、個別植栽ごとに設定を行い実施しているため、詳しい日程については、担当部門に直接ご確認ください。</p> <p>【南区役所 暮らし応援室】</p>

平成28年度 南区対話集会開催概要(11月～12月)

No.	質問・意見の内容(Q)	回答・見解・処理方針の内容(A)
6	<p>(南浦和駅南側の一ツ木地下道への自転車専用道路設置について)</p> <p>南浦和駅南側の一ツ木地下道では、現在、狭い車道を自転車で走行している人がおり、車と自転車との接触事故の危険性が危惧されている状況です。この対応策として、次の通り提案するので、意見を伺いたい。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 歩道となっている地下道の南側部分幅2mを自転車専用道路とし、車道側を歩行者専用道路とする。 2 自転車専用道路と歩行者専用道路との境界は、等間隔のポールで仕切る。 3 現在、歩道の車道側にある植栽は、全部撤去する。それにより、地下道両側の坂部分は歩行者道路が広がる。 <p>※歩道の南側(文蔵側)2.1m、北側(南浦和側)1.6m。</p> <ol style="list-style-type: none"> 4 鉄道の下部分(67m)の歩行者専用道路は80cmとなるが、すれ違いに支障をきたさない。 	<p>現地調査を改めて実施したところ、植樹帯のコンクリートブロックが地下道の構造と一体となっており、植樹帯内には照明施設や雨水桝、排水管などが埋設されています。また、鉄道横断箇所の躯体が支障となり、連続性が確保できないことから、ご提案のありました植樹帯部分の撤去は困難な状況であると考えています。しかしながら、当該道路が車と自転車の接触事故の危険性があるということは認識しているため、現在、自転車と歩行者の分離につきましては、車道内に自転車の通行位置を明示するための路面標示の詳細設計を行っております。路面標示の設置により、地下道を通行する自動車に対しての注意喚起にもなります。歩道内で自転車と歩行者を分離するのは困難ではありますが、自動車に対して車道を通行する自転車が安全に通行できるような啓発看板の増設も合わせて検討して参りますので、ご理解のほど、よろしくお願いいたします。</p> <p>【建設局 南部建設事務所 道路安全対策課 道路整備係】</p>
7	<p>(見沼代用水の浚渫対応状況について)</p> <p>見沼代用水の「ヘドロ」や「ゴミ」の堆積により、平常時から「悪臭」が発生し、生活環境の悪化を招いている。つきましては、昨年度以降の進行状況と早急な工事の実施をお願いしたい。</p>	<p>平成28年3月末に、蕨市錦町5丁目の春日神社付近にあった水路の流れを阻害している構造物(水道管防護コンクリート)の撤去工事が実施されました。</p> <p>平成28年7月下旬に、春日神社付近の水の流れを確認したところ、下流への流れが確認できました。また、文蔵5丁目付近においては、明確な下流への流れは確認できないまでも、以前より水質の改善がみられたかと思えます。</p> <p>しかし、平成28年9月の大雨時には、文蔵5丁目付近において、依然として逆流が生じており、その原因と考えられる春日神社付近の水路内に繁茂している雑草の撤去、浚渫及び水路全体の浚渫、清掃を水路管理者である見沼代用水土地改良区に依頼してまいります。</p> <p>今後は、これらの進捗状況について、地域の皆様にご報告する場を設け、意見交換をさせていただきたいと考えておりますので、ご協力くださいますようお願いいたします。</p> <p>【経済局 農業政策部 農業環境整備課 農業環境係】</p>
8	<p>(文蔵三丁目地内の大雨時の排水について)</p> <p>平成28年8月22日の朝、台風による大雨により、文蔵三丁目(1番と2番、17番と18番、19番と20番の間)の道路に溢水があり、約50cmの冠水がありました。(床下浸水1件)</p> <p>平成28年8月初旬に排水用マンホールポンプが完成したところですが、平成25年8月15日の大雨の際と変わりが無い状況なので、説明をお願いしたい。</p>	<p>さいたま市では、1時間あたり約56mmの大雨に対応できるように下水道雨水幹線や雨水貯留施設(大雨時に一時雨水を貯留する施設)の整備を進めているところです。</p> <p>現在、文蔵地区が含まれる流域では、JR南浦和駅西口付近で、雨水貯留施設である「谷場2号幹線」の工事を行なっているところであり、これが完成することにより、当地区の浸水対策が概ね完了することになります。</p> <p>平成28年8月22日の台風9号では、さいたま市の計画を超える大雨が降り、既存の排水施設の能力を超えたため、浸水被害が出てしまったと考えられます。</p> <p>8月に完成しました排水用マンホールポンプは、文蔵三丁目17番と18番付近の、局所的な浸水被害を軽減するために設置したもので、ポンプの排水先は既存の雨水幹線です。このため、短時間の集中豪雨等には効果がありますが、台風9号のような大雨では雨水幹線が満水となり、周辺からの雨水が低地である当該地に集まってしまい、ポンプの排水が間に合わなく浸水被害が生じてしまいます。</p> <p>今後の対策といたしましては、「谷場2号幹線」の工事を進めるとともに、降雨状況を調査し、道路部局と協議の上、道路面を流れる雨水が文蔵三丁目集中しないよう、横断側溝の整備等を検討し、浸水被害の軽減に努めてまいります。</p> <p>【建設局 南部建設事務所 下水道建設課 下水道建設第2係】</p>

平成28年度 南区対話集会開催概要(11月～12月)

No.	質問・意見の内容(Q)	回答・見解・処理方針の内容(A)
9	<p>(埼玉県浦和内谷教職員住宅跡地利用について)</p> <p>南区内谷地区には、都市公園などの緑地空間が少ないことから、公園整備は地域にとりまして、重要な要望案件となっています。また、災害時の緊急避難場所もありません。</p> <p>その様ななか、内谷3-21-18にある埼玉県浦和内谷教職員住宅跡地について、平成26年5月に要望書を提出しましたが、その後、埼玉県から取得をされたのでしょうか？</p> <p>また、取得されたのであれば、要望書についての具体化について伺いたい。</p> <p>なお、内谷三丁目自治会としての跡地利用の考え方は、次のとおりとなります。</p> <p>①災害時の避難所が遠く、弱者の移動に不便なため、災害時の緊急避難場所を兼ねた公園(児童遊園)</p> <p>②自治会館(防災会館兼避難所)</p> <p>③防災倉庫</p>	<p>本市では、お子様から高齢の方の誰もが利用できる、歩いて行ける身近な公園整備を、重点的に進めております。当地区につきましては、公園が不足している地域であることから、地域バランスや他の公園候補地の取得計画を考慮し、関係所管と協議して、当該用地の用地取得の可能性について検討してまいります。</p> <p>なお、ご提案の跡地利用の考え方の①の災害時の緊急避難場所を兼ねた公園につきましては、地域の住民が、一時的に退避する一時集合場所としての機能を付加することが考えられます。なお、②の自治会館につきましては、公園敷地の中に特定の団体が利用する自治会館を建てることはできません。次に③の公園敷地の中に防災倉庫を建てる場合は、仮に当該地が公園として整備された場合、地元地域自主防災組織が設置する防災倉庫については、一定の条件下で設置を認めております。</p> <p>【都市局 都市計画部 都市公園課 計画係】</p>
10	<p>(防災無線放送の聞こえ具合が異なる箇所の改善及び効果的な内容について)</p> <p>本年の夏は異常気象のため、全国各地から集中豪雨による家屋・農作物・人的被害等が多く報じられました。今年8月18日(木)南区鹿手袋一帯や曲本地区で12時15分頃から13時過ぎまで、大変激しい雷雨に見舞われました。</p> <p>その際、『防災さいたま』から何か放送がありました。雷と激しい雨音と降水量の多さ、あるいは放送内容が全く分からず、これからどうなるのか、大変不安になりました。住民の命や安心・安全のための情報伝達が防災無線放送の重要な役割を果たすものと思います。</p> <p>昨年、鹿手袋野方自治会から鹿手袋二丁目の防災無線が何となく聞こえるが内容が聞き取れない。災害や緊急時において、『機能が果たせないのでは』と住民の心配する声をお伝えし、防災無線の改善要請を行ったところ、市からは、最大音量の半分程度で放送している状況で、『音量・スピーカーの方向などを可能な範囲で調整する』と回答がありました。</p> <p>ついては、現在の音量の調整やスピーカーの向き等の改善状況をお聞かせ頂きたい。</p> <p>また、伝えたい・伝わって欲しいとの観点では防災無線の増設の必要性や放送の回数、効果的な放送内容の検討をお願いしたいので、市の見解を伺いたい。</p>	<p>防災行政無線の放送は、スピーカーとの距離や遮へい物、屋内にいる場合など周辺環境により、聞こえ具合が異なる場合がありますが、地域への影響を考慮したうえで、最大音量の半分程度の大きさで放送を行っております。聞こえ具合の状況については、詳しい住所をご連絡していただければ、お近くの防災行政無線の音量及びスピーカー方向の調整等を可能な範囲で実施させていただきます。</p> <p>また、増設については、近隣スピーカーとの距離や周辺環境によりハウリングを起こして、2重3重に聞こえてしまう場合もあることから、一概に増設すれば聞こえがよくなるわけではありませんので、音量やスピーカー向きの調整で対応しておりますが、土地区画整理等に伴い、増設する場合もございます。</p> <p>放送回数については、普段の放送では同じ放送内容は原則1回としておりますが、災害時には放送内容の重要性や緊急性を考慮し対応いたします。</p> <p>さらに、普段の放送内容につきましては、テレビ埼玉のデータ放送や市ホームページ(別紙参照)への掲載のほか、市コールセンターでの問い合わせによる対応を行っております。大規模災害時には、これらの放送に加え、防災行政無線の最大音量による放送や広報車、室内にいる人へ向けにはコミュニティFMラジオ放送(シティFMさいたま 87.3MHz)や、緊急地震速報のように携帯電話へ一斉にメール配信するエリアメールなどを使用し、様々な方法での情報発信手段を整えております。</p> <p>また、埼玉県が行っております気象警報情報や地震情報を随時配信する「防災情報メール」というサービスもございます。登録方法等は、埼玉県ホームページ(http://saitamapref.bosai.info/bosaimail/index.html)をご確認ください。</p> <p>防災行政無線は情報伝達手段のひとつとして整備しておりますので、他手段に関しましても、併せてご活用くださるようよろしくお願い申し上げます。</p> <p>【総務局 危機管理部 防災課 防災対策係】</p>

平成28年度 南区対話集会開催概要(11月～12月)

No.	質問・意見の内容(Q)	回答・見解・処理方針の内容(A)
11	<p>(南浦和駅東口へのトイレ設置について)</p> <p>現在、南浦和駅は、改札内及び西口の大宮寄りにトイレが設置してあるが、東口にはトイレの設置が無い状況です。</p> <p>東口には、タクシープール・乗降所ならびに交番が東京寄りに移設建築され、また、二階改札口に通じるエレベーターが建設中です。</p> <p>南浦和駅改札口利用客は、1日約6万人程度となっており、そのうち、東口を利用する方は、浦和競馬場へ行く方、塾通いの小中学生などがいます。</p> <p>また、周辺には、団地やマンションが多数あり、高齢者や乳幼児を抱えた婦人が多く居住しています。</p> <p>駅周辺でトイレが使用できる施設として、「マルエツ」と「ダイエー」があります。</p> <p>「マルエツ」のトイレは、2階奥で、男女別とベビーベットがありますが、高齢者や乳児を抱えた婦人には不便です。</p> <p>「ダイエー」には1階に身障者用・2階に男女別及び赤ちゃんルームが完備していますが、駅から離れており、交通も激しく利用しにくい状況です。また、西口トイレも利用しにくく、改札内のトイレは入場券が必要となり利用できません。</p> <p>かかる状況から、南浦和駅東口にぜひトイレを設置してほしい。</p>	<p>南浦和駅東口公衆トイレ設置につきましては、駅前ということもあり、適当な場所の確保が難しい状況です。市といたしましては、JR東日本に対して、引き続き埼玉県が取りまとめる鉄道整備要望を通じ、鉄道整備要望のひとつといたしまして、公衆トイレ設置のための用地確保について要望してまいります。</p> <p>【保健福祉局 保健部 生活衛生課 生活衛生係】</p>

平成28年度 南区対話集会開催概要(11月～12月)

No.	質問・意見の内容(Q)	回答・見解・処理方針の内容(A)
12	<p>(主に谷田地域のまちづくり推進に伴う拠点施設の整備について)</p> <p>各自治会の大半は、年度総会を開催するに十分な自治会館は保有していないので、公民館、他自治会の会館借用、ポンプ場会議室、事業者施設の借用などで凌いでいる。しっかりした環境で落ち着いて意見交換をする環境にはない。そもそも乏しい体力のなかで、自治会運営にあたる高齢者層に酷な環境である。</p> <p>当然の如く、複数自治会が一堂に会して会議をする場所の確保は都度必要で、結局活発な交流の場は、なかなか作れていないのが現状である。出前講座云々の情報を得ても会場確保の面で、二の足三の足を踏んでいるのが実情である。「場」「拠点」がなく情報の共有も、有用といわれている各種の机上訓練なども進まない。</p> <p>避難場所運営委員会運営は、場所がない体力がない資金がないのないうづくしで、「いざ鎌倉へ！」となっても佐野源左衛門の馬と同じように足下がおぼつかないのは、必定である。</p> <p>具体的なイメージは、次の通りとなるので、意見を伺いたい。</p> <p>①最大60人程度の集まりが可能な広さ。 ②高齢者が頑張れば、たどり着けるアクセスが容易な場所。③災害時に一時収容あるいは集合場所として活用できる構造。 ④車での送迎や救急車両利用可能な構造。 ⑤自治会・自主防災会が連携して情報を共有でき協力しやすい構造。</p> <p>候補としては、浦和競馬場第一駐車場の一部(ほとんど使用されていない部分)を借用して簡易な平屋家屋をつくる。(取り壊し可能なプレハブ構造で十分)</p>	<p>地域の皆様の相互の交流や自主的な活動を促進していく上で、自治会館をはじめとした施設が担っている役割は大きく、活力ある地域づくりへも大きく寄与するものと認識しており、この度のご意見につきましては、大変貴重なものであると受け止めております。</p> <p>ご指摘のとおり、周辺を含めて、集会等に適した比較的規模の大きい施設は限られており、会場を確保する上で大変なご努力をされていることにも、南区としても理解をしております。</p> <p>しかしながら、ご意見にございますような新たな施設を市が直接整備に取り組むことは、費用などの点で現状では大変に厳しいのが実状です。</p> <p>市といたしましても、自治会の建物の新設等を対象とした補助制度などを整え、自治会活動の支援に積極的に取り組んでいるところです。今後は、これらの制度へのご活用もお考えいただきながら、将来に向けた自治会と区との共通の課題として捉えていきたいと考えております。</p> <p>【南区役所 区民生活部 コミュニティ課 地域活動係】</p>

平成28年度 南区対話集会開催概要(11月～12月)

No.	質問・意見の内容(Q)	回答・見解・処理方針の内容(A)
13	<p>(広域避難場所(浦和競馬場)の整備について)</p> <p>当地域の広域避難場所は、「浦和競馬場」です。比較的低地に立地しており、大火災と洪水が同時に発生した場合には、有用性に懸念はあるが、貴重な避難スペースとして地域の期待は大きい。</p> <p>しかしながら、競馬場内を南北に貫通している藤右衛門川が存在、大火災発生時に多人数が集中して避難する際の出入口の予想される状況は重要な検討課題である。</p> <p>平時は、地域の公園・広場として老若男女を問わず盛んに利用されているが、地域児童の「たこ揚げ大会」や「少年野球・サッカー」などは、藤右衛門川に分断されているため制約されたイベントとなっているため、改善要望が強くある。</p> <p>浦和競馬場について、今後の具体的な整備として次のとおり考えているので、意見を伺いたい。</p> <p>①浦和競馬場内の藤右衛門川南側部分を暗渠化する。</p> <p>②中央の増水時用の調節池を整備する。調節池としての能力が劣化していると思われるので、浚渫したうえで、別所沼方式で浄水機能を整備する。これにより、不衛生な環境改善も期待できる。</p> <p>③東西4か所の緊急時のアクセスの安全性と機能性を改善する。</p> <p>○上記により期待される効果</p> <p>①広域避難場所としての有用性向上</p> <p>②公園・広場としての衛生面も含めた安全性快適性の向上</p> <p>③南区ふるさとふれあいフェアなど大規模イベント開催能力の向上</p> <p>④自然豊かなまちづくりの推進の基盤のひとつになる。</p>	<p>災害時等に大規模な延焼火災等から一時的に避難する「広域避難場所」については、延焼火災や輻射熱から避難者の生命を守るための一定の基準を満たす公共空地を指定しているものです。浦和競馬場については、現状においても「広域避難場所」として機能するものと考えており、その使用について、本市と埼玉県浦和競馬組合とで覚書を締結していることから、施設の所有者に対して広域避難場所としての新たな整備を求める考えはありません。</p> <p>【総務局 危機管理部 防災課 防災対策係】</p> <p>河川・競馬場内の河川を管理しているさいたま県土整備事務所に聞いたところ、河川管理上は、現状で問題ないとの話でした。</p> <p>また、③「東西4か所の緊急時のアクセスの安全性と機能性を改善する」について浦和競馬場を管理している埼玉県浦和競馬組合に聞いたところ、ゲートから競馬場に入る際、歩きづらさや汚れ等の対策として、4つのゲートを通るために設置してあったベニア板等を、本年度、ゴムマットに変え、利用される方の利便性の向上を図り、第3ゲートにつきましては、入口の幅を1.2mに広げスムーズに入場いただくための改善を図ったとの話でした。</p> <p>なお、緊急時につきましては、状況に応じて各ゲートの入口幅を調整するとのことです。</p> <p>【南区役所 区民生活部 総務課】</p>
14	<p>(太田窪ふれあい公園への水道設置について)</p> <p>地域内にある「ふれあい公園」は、2001年9月に自治会管理公園として発足しました。管理運営は、自治会住民が行い、自治会活動のイベント(もちつき大会・芋煮会・イルミネーション点灯式・子ども会の行事・防犯活動の拠点等)開催には、子どもからお年寄りまで大勢の人たちが集まります。</p> <p>2014年に念願だった市が管理する公園になりましたが、水道がなく、イベント時や災害時の一時集合場所としていることから水道は必要なので、設置してほしい。</p>	<p>公園の手洗いなどの水道施設設置につきましては、公園面積が一定規模以上で砂場が設置され、衛生面で必要と考えられる場合に要望をお受けしております。このため、小規模の公園で、イベントや災害時の一時集合場所としての利用のために水道施設を設置することはできませんので、ご理解ください。</p> <p>【都市局 都市計画部 都市公園課 計画係】</p>

平成28年度 南区対話集会開催概要(11月～12月)

No.	質問・意見の内容(Q)	回答・見解・処理方針の内容(A)
15	<p>(谷田公民館内の施設整備及び改修について)</p> <p>谷田公民館は、「歴史ある古い」公民館で、現在も文化祭、講演会、読み聞かせ教室、乳幼児保育のつどい、高齢者向け健康教室などや各種同好会の集まりなどに大いに使われ、地域住民の重要な施設として利用されている。</p> <p>しかし、玄関ホール・2F体育館前のホールの空調設備、調理実習室やインターネット対応の視聴覚室といった施設が未整備のままで、利用者の利便性を高めるために、できるだけ速やかに他の公民館並にこれらの整備を進めるべきと考えている。</p> <p>また、老朽化が進み傷んでいるところや古い整備箇所、具体的には内壁の塗装塗り替え、トイレの和式から洋式への切り替えと排気設備の改善は、一日も早く実施すべきと考えます。</p>	<p>さいたま市の公民館の改修につきましては、「さいたま市公共施設マネジメント計画」及びその施設分野別の計画である「さいたま市公民館施設リフレッシュ計画」に基づき、中長期的な視野に立ち計画的に進めております。</p> <p>谷田公民館につきましても、築40年以上が経過しておりますので老朽化対策として建物の全体改修を平成31年度に実施する予定でございます。</p> <p>内容といたしましては、内装の老朽箇所や古くなった設備の更新など全体的に改修を行います。</p> <p>また、ご指摘のあった玄関ホール及び2F体育館前のホールの空調設備の整備については、避難所機能の向上、またクールシェアの取り組みの推進のため、全体改修の機会をとりえて、施設の状況を勘案し設置の検討をしたいと考えております。</p> <p>しかしながら、調理実習室やインターネット対応の視聴覚室を新たに整備することにつきましては、先ほど申し上げた通り、今ある建物を安全・安心に利用者の皆様にお使いいただくために行う改修ですので、現時点では実施は難しいと考えております。</p> <p>最後に、トイレにつきましては洋式化を含め段差解消などの全面的なバリアフリー化や、換気扇の更新も行う予定となっております。</p> <p>なお、工事の際には安全のため公民館を休館して行います。ご迷惑をお掛けしますがご理解とご協力のほどお願いいたします。</p> <p>【教育委員会事務局 生涯学習総合センター 施設係】</p>
16	<p>(藤右衛門中継ポンプ場裏手一帯の出水時に対する情報提供及び仮設トイレ設置のルール化について)</p> <p>平成28年8月22日(月)、関東地区に台風9号が上陸した。その影響で、藤右衛門川沿いポンプ場裏手一帯(太田窪2074～2086)が大量に出水し、広範囲に水浸し状態となった。雨水管はもとより污水管からも絶えず水があふれ出たため、近隣住宅の水洗トイレが使用不能状態となった。</p> <p>現場で市職員・業者の方が懸命に作業をしているが、なぜ、今増水しているのか、そのために今何をしているのか、いつ頃この状態が収まるのか、などの状況が住民に伝えられないのが実情です。</p> <p>今後の課題として、このような非(異)常時には、次の内容について、住民の不安や不満を少しでも解消するために、ぜひ、実施してほしい。</p> <p>①現場の状況について、速やかに詳細な情報を流す。 ②仮設トイレの設置をルール化する。(住民から要望がなくても)</p> <p>※藤右衛門川沿いの他地区においても同様の対応をお願いしたい。</p>	<p>平成28年8月22日の台風9号に伴う大雨により污水管からの溢水およびトイレの使用不能となったことについて、市民の方々に多大なるご不便とご迷惑をおかけしたことを深くお詫び申し上げます。</p> <p>このような事態を引き起こした原因としまして、大雨により污水管に雨水が流入したこと、および藤右衛門ポンプ場の流入ゲートが動作不能となったことによりポンプ場の排水機能が停止し、結果として污水が溢れ出たものです。</p> <p>今回と同様な緊急事態が発生した場合には、自治会にいち早く詳細な現場状況を自治会長を通じて伝達します。</p> <p>また、藤右衛門ポンプ場南側にお住まいの方々を対象に、台風等が接近して大雨が予想される場合には、ポンプ場東側市所有地に仮設トイレを設置したいと考えております。</p> <p>他地区につきましては、藤右衛門川沿線が住宅密集地であり、仮設トイレを設置する場所の確保が難しい状況です。</p> <p>今後は、沿線皆様の安心安全を確保するようポンプ場のさらなる維持管理を徹底してまいります。</p> <p>【建設局 南部建設事務所 下水道管理課 維持係】</p>

平成28年度 南区対話集会開催概要(11月～12月)

No.	質問・意見の内容(Q)	回答・見解・処理方針の内容(A)
17	<p>(通学路利用とするための排水路の上蓋設置について)</p> <p>当地区内の東側に、南北約300m幅3mの、雨水が流れ込む程度の排水路があります。この排水路は、衛生面では、ユスリカ等の発生やにおいが臭い。また、排水路の両側には転落防止用のフェンスが設置されているが、このフェンスの内側に雑木等が生え、枝葉が道路側にはみ出し、通行に支障をきたしています。</p> <p>水路清掃等については、市へ対応をお願いしたが、予算の範囲内で対応するというので、現在、定期的な清掃はあまり行なわれていない状況です。</p> <p>一方、この排水路の途中の西側に、道路幅が3～4mほどの生活道路があり、現在、小中学生の通学路となっている。この道路は、車が通ると、歩行者特に小中学生が道際に避けている状況で、朝夕の通学時は、危険な状態となっている。</p> <p>そこで、この排水路上に蓋を設置して、ここを小中学生の通学路として、利用すれば安心して通学でき、大いに役に立つものと考えます。</p>	<p>平成13年の合併以降、下水道部署で管理している排水路につきましては、治水安全上および浚渫等の維持管理の観点から、原則として排水路の蓋掛けは行っておりません。</p> <p>また、排水路の清掃や除草につきましては、市民の方から連絡を受けた際、現場を確認したうえで、予算の範囲内で実施いたします。</p> <p>【建設局 南部建設事務所 下水道管理課 維持係】</p> <p>通学路につきましては、通学区域内にある道路の中で、子ども達が安全に登下校をするのにふさわしい道路を、学校長が通学路として指定しております。</p> <p>教育委員会では、仮に、所管課により用水路の蓋掛けが実施された場合には、その後、通行の安全性を確認したうえで、学校長が通学路として新たに指定するものと考えております。</p> <p>また、通学路の交通安全対策につきましては、各学校が保護者や地域の方々のご協力をいただきながら実施する通学路の安全点検において、安全対策の必要な箇所を把握し、要望事項をとりまとめ教育委員会に提出しております。</p> <p>学校から出された要望事項につきましては、現地を確認したうえで、教育委員会から速やかに各関係部署に対して安全対策の依頼を行っております。</p> <p>今回ご指摘がありました、用水路の西側にある道路の交通安全対策につきましては、関係小・中学校と連携を図りながら、必要な対策を関係所管へ依頼してまいりたいと考えております。</p> <p>今後も、子どもたちにとって安全な環境づくりに努めてまいりますので、一層のご理解・ご協力をお願いいたします。</p> <p>【教育委員会事務局 学校教育部 学事課 学務係】</p>